

## 与那国島歴史文化交流資料館管理運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、与那国町の公の施設の管理に関する基本条例（平成18年3月10日条例第5号以下「条例」という。）の定めるもののほか、与那国島歴史文化交流資料館の管理運営については、個別の法令又は個別条例に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(入館の手続)

第2条 与那国島歴史文化交流資料館（以下「DiDi 与那国交流館」という。）に入館及び施設を使用する者は、次の表に定める入館料を納付しなければならない。

区分	金額	
	普通料金	団体料金（20名以上）
小・中学生	1人 100円	1人 80円
一般（高校生，大学生含む）	1人 200円	1人 160円

※町に在籍する町民は無料。

(入館料の免除)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者については、入館料を免除することができる。

(1) あらかじめ提出された書面に基づき、代表理事によって公益上その他特別の理由があると認められた場合

(2) 町に在籍する町民

(使用許可の申請)

第4条 第6条の規定により、与那国島歴史文化交流資料館の使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、様式第1号による与那国島歴史文化交流資料館使用許可申請書を代表理事に提出しなければならない。

(使用の不許可)

第5条 代表理事等は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項に規定する暴力的

不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 宗教その他これに類する行為があると認められるとき。

(5) 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。

(目的外使用)

第6条 代表理事は、与那国島歴史文化交流資料館設備を別に定める施設貸し出し利用規約により社会教育その他公共のために利用させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、長期利用又は防災利用の場合には、あらかじめ代表理事の指示を受けなければならない。

(入場の制限、禁止行為等)

第7条 次の各号のいずれかに該当するものに対しては施設内への入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。ただし、許可を受けた場合はこの限りにあらず。

(1) 行商その他これに類する商行為

(2) 寄附行為

(3) 宣伝その他これに類する行為

(4) 広告物の掲示又は配布若しくは看板、立札類の設置

(5) 他人に迷惑をおよぼす行為

(6) 宗教その他これに類似する行為

(7) その他施設管理上支障があると認められる行為

(使用許可書の交付)

第8条 代表理事等は、使用許可をしたときは様式第3号による与那国島歴史文化交流資料館使用許可書(以下「使用許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

(申請事項の変更)

第9条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、申請した事項を変更しようとするときは、あらかじめ代表理事の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消の申出)

第10条 使用者は、使用許可の取消しを受けようとするときは、使用許可書を添えて、その旨を代表理事に申し出なければならない。

(使用料の納付)

第11条 施設の使用料は、別に定める施設貸し出し利用規約により、使用許可を受けたのちにその全額を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第12条 代表理事等は、あらかじめ提出された書面に基づき、次に掲げる基準により、使用料の徴収を免除することができる。

(1) 町民の社会教育の活動及び福祉の向上を図る目的で使用すると認められた場合 全額

(使用料の返還)

第13条 特別な理由又は、次の各号に掲げるときは、使用料を返還する。

(1) 天災、地変、不可抗力その他使用者の責めに帰すことのできない理由により使用することができないとき。

(2) 使用者が使用の前日までに第10条の申し出をし、使用許可の取消を受けたとき。

2 前項規定により使用料の返還を受けようとする者は、様式第3号による与那国島歴史文化交流資料館使用料返還申請書を代表理事に提出しなければならない。

(損傷等の届出)

第14条 使用者は、その使用に際し施設等を汚損し、損傷し又は滅失したときは直ちにその旨を代表理事に届出てその指示を受けなければならない。

(使用後の点検)

第15条 使用者は、施設等の使用を終ったときは、職員の点検を受けなければならない。

(使用時間)

第16条 施設の使用時間は、午前9時30分から午後10時までとする。ただし、代表理事は、特別の理由があり、かつ施設等の管理上支障がないと認めるときは使用時間外においても施設を使用させることができる。

(休館日等)

第17条 休館日は、次の各号に掲げる日とする。

(1) 定期休館日 月曜日

(2) 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

(3) 代表理事が施設等の管理上必要があると認めた日

2 代表理事は、特に必要があると認めるときは、前項第1号の規定にかかわらずこれらの日に開館することができる。

(施行の細目)

第18条 その他この規則の施行に関し、必要な事項は代表理事が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成28年9月23日から適用する。